00388 本令 第十二條ノ二第十一條及前條ノ規定ニ依ル少年ノ委託ニ要スル費用ノ限度ハ一人一日四十錢トス第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ 昭和九年十一月鳥取縣令第四十六號少年教護法施學鳥取縣令第十二號 和十五年三月 縣 3 、之ヲ施行 鳥取縣知事 示 令 行細則中左ノ通改正ス 昭和十五年三月一日 11 九 見 喬 4 雄 H

昭和十五年二月十五日縣參專 會ノ議決ヲ 經夕 w 昭和十 四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特

島取縣公報 火金曜日發行 (休日二當ル) **第昭** 和 千 百 九 號日 (昭和四年) 中便物認可)

■ 昭和十五年三月一日計中等學校改築費蔵入蔵出追加豫算ノ要領左ノ通計中等學校改築費蔵入蔵出追加豫算ノ要領左ノ通別會計慈惠救濟金歲入歲出追加更正豫算並昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特別會別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算同年度特別會計小學校敎員恩給金歲入歲出追加豫算同年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算同年度特別會計此學

鳥取縣知事

見

喬

和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

Δ

收費下

下渡 金

入

入入代

計雜過物

金

00390

會業生育庫

事 交 費 費 附 業 費 費 葡 費 補補補 助 補 助助助 助助助金金金金金

六五四三

項項項項

社勸衞教

第三项

警勸

會庫 察業

附附金金金

計計社

〇 五 五 五

Ξ

談

常出

二 九 六 六 〇 一 一 二 四 三 八 〇 〇 九 九 五 五 六 一 四 〇 〇 一 一 〇 六

三〇八六

鳥 取

縣 公 報

第 T-

Ħ 九

號

昭和十五年三月

H

•

Ξ

八九九二二八七五 四九九五五〇九〇二 四三三〇〇〇一〇七

七五五〇〇五七二四五五二二八〇〇六六五〇五

六

第十一款	蔵	昭和十五		歲出臨時部	第一項	十九欵	丏項	十一欵	一 項	十七欵	三項	一 項	十九	六項	四項		第 一 項
使用	經	年度鳥取縣歲	計	計	農用	農用機	早害	早害對空	軍	軍事	過年	過年	雜	兵	勸	事	勸業
料及手	常入	入歲出			械	似	農	來	援	7久	泛	度		事務	業	變	補
數人外	部	追加更正豫算				入費	物 施設費	施設費	護費	暖費	納金		出		費	費	助費
四、六二八圓	△甲減高	异	一五三、二三一		一〇、六七〇				六00		六六七	四六〇					1

入 經 項項 寄 教 國臨 師範學校及八頭高等女學校費 育 育庫 常出 費附費補 數用 下渡

企

九九八八一一 七一一一〇 六五五五〇〇 圓

入 入 **企**

○三三一一二三 六一一一五七 一五五八八○八

(第三種郵便物認可)

职和十五年三月一日

費 給

取

	成 出 合 計第 一 與 小學校 教 員 恩給金第 一 項 小學校 教 員 恩給金第 一 項 大 助 料第 二 欵 十 時 恩 給 金第 一 項 大 助 料	子匹年度東男全言の基本委員長が今天/	・ 医手川で十、早史女」県合を茂く媛州追加就 「草」 獎 「勵」 「費 就 「草」 獎 「勵」 「費 就 「草」 獎 「勵」 「費
一、六五〇圓一、六五〇圓	ー一、八○○ 一一、八○○ 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五 三、○八五	— —— 八 八八	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第四十三款 出 出 臨 項 項項項 昭和十四年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算 歲 合 敎 臨 計國 師 庫 範 學校 大陸 交 員 養成所費 付 費科 費費費 金 金 三三 四三 九六八八五五三三四八八五五三四四六三五三〇〇八八圓 三八八〇二二一四四〇七四三〇〇〇六五 二六九二六九圓

九

鳥取

縣

公

報

第

Ŧ

百九

號

<u>н</u>

坂

公

百

九

號

昭和十五年三月

В

(第三種郵便物認可)

Q

孎

託

者

者

擔當調查區域

職務執行ノ場所

囑託解囑年月

日

八頭郡若櫻町

八頭郡若櫻町役場

昭和

十五年二月二十

日

鳥取

縣知

見

雄

次郎

對シ二月二十二日付羊豚家兎商免許鑑札左ノ通下

付

·Ł

リ

氣高郡

亷

戶村

氣高郡

神戶村役場

同

日野郡

溝口町

日野郡溝口町役場

同

東伯郡

祭村

東伯郡

榮村 役場

同

及

鬼十

皮號

毛八事

鳥◇取鳥

五年四月入場

セ

シ

ዹ

~

農業練習

生ヲ

募集ス其

要項左

如 **シ**

副

見

喬

雄

市 成

鳥業 吉練 習 (鳥取驛下車約十五四智 生 募 集 要鳥取縣知事 町

位置 適針

項

農業經營 並 農村開發 指導ニ 必要ナ 學術技藝ヲ

本縣ニ

本場ノ

◆鳥取縣告示第百二十號 第 歲 和 十五年三月 項 項 項 昭和 項 項 歲合 十合四 H 國 年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出 計 慈 計國 繰 計 豫 解囑ア 惠 ŋ 濟 越 取 夕 交 校 縣 救 越 改 知 改 串 付 付 築築 金 金 費 金 金 費 費 追加 見 七七七 四八三圓四八三圓 四六 六八 八 八六 六二 〇 三三 三 〇 **圓**

1

修得

ム

7 以

目的

Ħ

昭和十五年三月

H

||試験場練習| ||種ニ分ツ

生所

- 練

農習

村生

幹 ||

船農

及會

人特農家養成量技術員養成

ヲ ヲ

目 目

的的

スス

農事試驗場練習: 練

生所

二十名

修業年限

ス場資格 農事試験 驗損 練習成 生所

ケケ 年年

イ(一)品

. 農會 · 技術員養成所立、身体強健、 京練習生 jν 本縣在 籍 者 = v テ 左 1 = 該 當 ス w

Æ

又ハ修練農場等ニ於ラ一年以上ノ訓練ヲ受ケタ舊乙種農業學校义ハ青年學校本科農業科卒業程度 (4) 中種農業學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者農會技術員養成所練習生 度以 者 上 1 Ť ヲ 有 ス jv 者 = シ テ 農事試驗場

jν

農業ニ

r

者若

之

۲

等以

Ŀ

力

經

ヲ

有

ス

採用方法 ス場手續 ス場手續 高等小學校ヲ卒業シの農事試験場練習生

迄式 = = 差ョ 出リ コスコト 自筆

並者 最町 終村 學長 年又 學市 成町 積機 昭明書 ヲ ス 曾長若 添い 保付シ 昭長 昭和十八ヲ經 五. テ 车別 三月定 + 4 カル 音目

口頭試問 農專試驗場練習生= 農事試驗場

二 算習 術生 理代

作文

作農文

期口頭 三月二十六日

試驗場所 鳥取縣立農事 旆 驗場 並 :: 19 分

ハ中 「鳥取縣立農事が 試內 驗場 ヘテ 照若 會干 アノ リ手 夕當 ショ

給

ス

jν

3

T

~.

外ノ給與其ノ他ノ利益ノ標準價格左職員健康保險法施行令第二條第二項 和其 利益ノ 日標準價 ノノ 通 规 定メ 昭 依 和ル 十五、被保 年四 清 月 1 3 y ショス 义 ハ 行ス = 깶 ズ 金銭以

◆鳥取縣告示第百

Ŧî.

鳥取

縣

知

金副

熕

雄

但 _ = 日付

シ 三人食

二月 塢

被住

服宅

収

縣

第

Ħ

昭和十五年三月

H

叉 月 付

壹圓五拾

錢 錢 圓 圓

Ŧi.

(第三種郵便物認可

Ξ

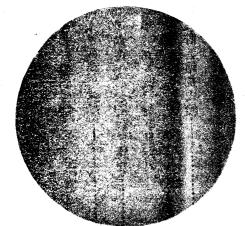
報

號

彙

報

and the second second second						
#12		織	•	-	1	
丰以	TT	3				
			-		畫	



第 四 +

忍 虚 彭 致

順二依り本職ヲ発ス (人) ニア (人) 通) 鳥取縣商工主事補 (人) 通) 鳥取縣商工主事補 (人) 通) 鳥取縣商工主事補 警察部保安課動務ヲな任鳥取縣技手 經濟部規畫課勤於鳥取縣農林主事於 經濟部的工水產課勤務ヲ鳥取縣商工主事種ニ任ス 經濟部商工水產課勤務ヲ任鳥収縣屬 種畜場大山分場動務ヲ鳥取縣農林技手ニ任ス 逎 務フー 命任 命 俞 命 田高谷杉井 高杉 玉 玉 秋 野 大 中田本本包 田本 木 木 III 唥 谷 德 德 浩 武 光 啓 太 太 郠 明 重 重 邬 男勇郎明 助 經濟部林粉限勤務另介島取縣農林技手二任了 八頭郡滞在ヲ命ス經濟部林務課勤務別島収蠡農林技手ニ 東伯郡滯在ヲ命ス經濟部林務課勤な 縣立機構工訓育所勤務ヲ鳥取縣商工主事補ニ任ス 敘勵五等授瑞寶章 依リ 本職ヲ 助務ヲ命 死 タ 任 六位勳六等 命ス 命ス 監吏 命ス (以上二月二十 井 Ξ

日付)

宗

£

套

Ħ.

取

報

干

百

九

號

昭和年十五年三月

Ħ

(第三種郵便物認可)

日付)

木

貴 美

子

Ш

博

畑

ĴΪ



法

發展を期 縣に於ても從來の縣令 行規則」が制定せら 質的向上と 二日 依つて \$ るために 映畵法」並に 映畵事業の堅實なる 政府に於ては之が 活動寫眞 從つて本 かりで以底其目 作年十 「同施

> 日日 ロの紀元節の日から|「映畵法施行細則」| 映畫法施行 か 定の主なる ら實施するこ を設定公布

營利を目的として映畵を公衆の觀覽に供す 申請書は興行 の許可を要します か ţ

通じて 《行場に付き五十本を超過し於て上映する外國映畵は 來ませんこ てケ 上 年

時三十分を過ぎて爲すことは し所轄警察署長の許可を受けた場合は 一興行三時間であ ことが出來ます。 てゐます。 つて、 出來ませ

襷赤の後銃よけかに制統

軍手、

ゴム靴、

地下足袋の

(商工水產課)

(時

課)

員

二千六百年記念貯金を奬む

同

節米と列國の經驗:

常會の一般的常識

(地

映畵法令施行に就

共同炊事に就て……

· (時

戰歿軍人寡婦敎員養成:

疫病と人口問題…

國民貯蓄增加成

取

縣令施行前に許可

所轄警察署長の会議告物を振日分 映畵與行場に は他 檢閱を受けねばなり 布 Ĺ よう の廣告を爲す とす る場合は、 りません こと は Ш

映畵與行

つてゐます。

つて許可

を受け

Ė Ó

現に

使用

中

大臣に於て

誘する目的で觀覽劵其 映畵與行 0) 來ません 配 觀覽者を

作を爲す 上映を爲す場所 の儘業務に從事 に從事 地方長官 た後も 中の

事故が發生し た場合 出でることを要します。 直ちに其の旨を所 ません。 映畵刄は推薦映畵を上映せねばなり、映畵興行者は知事の命令があつた 者の同伴し を觀覽せしめることは出來ません。 映する場合を除く外 育上支障な と看做すことに

て居る六歳未滿の者は差支へあ

し保護

時は官 ませ

h

十四歳未滿の

い映畵

書を上

9

*

映書興行場の從業員は各其の左胸部に

* *

※

*

*

基には 難いの なる H n n オご H で は

などが思ひ ので 1-やうに は先 役場をか 學校とか 一體となる なも خع の計畫で Ś の手 ることが 心である ばらん や足や頭 社寺院とか。 を合せ力を合せて總親ふ大業を成し遂げるに 大切で 肝要であ ・に活動 や胴 か 各種團 が 30 30 そこ N τ Z そ

相互に 村長が家長となり、 やう 13 つ r する 各 0 と各が機 關 で 大關 は あ

常

的

ことや 更生のことや 産業を興 常會の意義目 之を の全面 明日 すこと 生活 わた 總動員の 經濟 つ め T る

會なざと同じ意義で

會合のことで、

例會或は

昭和十五年三

(第三種郵便物認可)

ある る○常會 ふと共に又絶 事を 完全 ち、同 で īfī えず仕事の 用了 12 市 村民 せ <u>ر</u> ا τ ねば 集つ な T つてそれをやるので合せをする必要が起 には、 0) 5 てそれ 仕 事 で國民 杨 Ħ. క ح き合 τ τ

な國家、 民の誰 ろは市 つて、 事柄を話 政府や役所 してゐる實情 するやう 上 ても 面し合ふことなのである。 な質情から、希望したりみりになること、市町村民の 立.派 會に \$ の考 な國民となる上に 納得 7 へを行はうとすることが て初 す る色 が出 いのやうに融い、常會の任 で め て達 「來て、 な質踐 改の 大切なことであ これ等 るの の正 h お互が生活を で協 す ح で 12 ること、 別力質行 は立派 ある 市 h 町村 す 3

額

価

會合す 部落の大きなのでは更に 常會なごが く五人組、 る 町 會もある○ 會 حح あり、 中心となつ E 十人組も b つて 尙大きな町内では隣保班 の部落全戸 τ 市 組内をつく 又家族だけ n 町 は 村 で會 町内 各方 つて常會を 戸 する 0 で で は とか 會同 部 13 がい

30 は部落常會との急速なる普及と活動を望 校なごで開く職場を中心とした特殊常會も 又、役所とか會社や銀行、工場、鑛山、さ しかし縣としては市町村常會と町内常會、又 Ġ のである。これが一通りよく行 兩輪のやうなもので、是非これを兩立 市町村常會と町内常會、 特殊常會や家庭常會の方に及 又は部落常會 ぼ くやうにな h τ させ でゐ とは あ は い 0

市

町村常 會 會は前にもい 員 つて 市 ふやうに、 町村長が 市町村各方 心と

村が振興 い成績を收めてゐる。村なごとこの常會をや 部落常會で共通 然とした活動 と活用とが等閑にされてゐ 從來市町村振興會 の委員 從つて (會なぎ しなく つ の非難 12 て行 0 どか 6 τ 理屈だけ ては 審議したり つてゐる地方はきつとよ は その 經濟更生委員 た方針と計畫を持 なら る場合が多い。 常 の計畫、 ない申 會に する 町内常會又は 對する用 合や實踐 ので 會 計畫だ 敎化 ある ;つ整 b 意 τ

合である。 市役所、 村役場、 神社、 院等が好都

Ŧī.

たり の塵 人の よく 談をしたり、 するはもどより、 で定まつた共通の申合せ事項を愈々 の道 一を掃ひ、 でほん かう 心を養ひ、 納得して實踐の τ した集り 大切な役目である。 部落限りの關係事項を懇談 垢を落して新しい元氣を出 b 歌謠や映畵や 出來事などに 0) 國や縣なごで望まれ 申合せをする 際に國の有 レコ 2 は 心である。 ので て見聞を廣 -ドなごで 實 市町 ある。 0 行 る事柄を す す 村 て利相 0 會 3 8

町内常會又は

部落常

の司會者、

學校長

各種

經驗あるもの

で市

あるであらうが

のである。

體長及び委員

市町村常會の會員は市

町村會議員、

總代、

部落常會の區域は、 の決定事項は五 ることに 單 12 人 5 しっ ○組 がめ 部落 ょ

百 九 附和十五年三月一日

ないことの

一役主義であって、

位に分けて、所謂小字父は組で開五 六十 戸 以上の大部落では適富戸 位 か ら 五十戸位迄を單位とす 場合もあらう。 とする場合もあらう。こんな場合には更に 隣組隣保班の世話人とか班長などの常會を適當 班内の常會を必要とするのである。 町内常會には町内の事情により のが便利な 三十月

てはならない よつてなしとげられる方面に困難が出來たり、 あまり戸敷が少なすぎると、 旦る から、

に二、三回 の連絡 の常會が必要となる。 が敷常會に別れるときは、

定めたがよい。 集合の場所は町内又は部落の公會堂、 區長宅、 各戸まわり持ちなど情況に應じて 青年會

集會はその部落々々 適當であ る。 出 都合のよい日の夜間二 は 守番

> 者が戸敷に對して百パ 位殘 すべき狀態ではない とも各戸二名以上出席 して家族全部の出席が理想で したい | セ ン ト ものである。 •のである。 出席 あ る かゞ

常會の司會者は區長又は農事實行組合長等町内常會の司會者は町總代又は區長に、 最も適當の人を求めることとならら。ふが至當に考へられるが、地方の事情によつ 組合長等に

からも、 な場合があるであらう○ の關係方面 めるのである 自體の自發的な會合であるから、 あらうが として、 村常會は市町村長を座長として話 叉疑義を質して眞義を知る上 から、 協議の主題に關係 指導者を必要とし が臨席する事 あるから、別に指導者部落常會にあつては部 、常會に馴れるまで いある縣 上にも必要 連絡上

指導資料に缺乏を生じて指導力が停頓するい中に指導者の熱意が鈍つたり、指導者が ぬのは、 る場合が尠くないo ことは常會の進展上有效なことである。 ならないと共に、 常會が中途で活氣を缺いだり、 わずもがな、 常會に充分馴 終始一貫の精神で當 導者が率先して躬行する れて自發的になり ことは 成績があ らなくて がそ 組 1 Ţ 0) 5 とも便利である。この時に各種の貯金や税金を持ちよるこ 關する事項には婦人の發言し易いやうに皆が發言するやうに、特に婦人や家庭に の調整をはかること。 この會合に他の會合を合流させて諸會合 心掛けること。 會や閉會の時刻を嚴守すること。

常會を實施する上に 緊密な連絡を保つことである。 市町村常會と町内常會及 よく市町村 常會なく ての び部落常倉 效落

てゐる **処があるが、それは立くして町内常會や部**

縣

公

報

第

Ŧ

百

九

號

昭和十五年三月

會、部落常會には市町村常會への出席簿と日誌(又は記錄簿)と、 るべく使は いなやう 努めるこ O) 報告書

常會進行 例

座禮拶

修開

Ħ (第三種郵便物認可)

Ξ

00412

出でず

船と軍艦

を有しなが

5

戰爭開始

以來二ケ

な統

即ち最初

たのは

肉類、 あ

至るまで順

制を行は

例に不足を生じたのは砂糖はねばならぬ狀態に陥つたして既に食糧の不足を來-

たの

である。 徹底的

0

協議、 通 (趣旨發表、 市町村是綱領等齊唱 話(研究發表) 米 挨 申合せ 告 拜 座 讀 唱稿

邻途行の

上 時

12 1

重

大

な關係

を有

\$

さ云ふ

<u>ت</u> بح る各

建設も書餅に 力を舉げ

そ汗

と膏で剛 骨を曝

戰

於げる食糧の充 歸する結果となる

Ħ

かゞ

加

のである。

に就て、

過ぐる

大戦

當時 るか 確

國の食糧

問

食糧難

概況

を紹介

ない 於け

現在

國にと

つ

士達が血

を流

して戰ひ續け つて來たことも、

國民

東部のある

新東

ħ

が根絶

にしなけ

過去

24

戰

線

年のの

の節

にす

であ

2 合理

て、

最

*

的に節約出來る

b

も國民主食たる

のがる

つてゐる

米を大切にすること、感謝を持るて戴 歐

界各地

廣

殖民

心地を有

有

數は

0) n 商る

づ英國は太陽の沈むことが

7

いと云

列 國 0 經

長引く 準備と計畫を怠つてゐたやうである。 國民食糧に どがあつて ごも豫 不安は は 想せず 國內食糧 75 まって を信 W つて 分 は 政策に 給出 又戰 來る τ 爭 か 3 はか

實に徹 肉類の 小麥、 然るに開戦後間もなくその誤りが曝露 國內 不足に気付 大麥 た食糧 燕麥 どな の不足、 った どなり 統制 た時は 續 TT Un て卵 0) D; 戦線に及いであるが 急激に Ų されれ

「食ふべきものは必要の最少限度に止 を越えた歐洲 15 は 全力を擧げて全國民 勿論のこと、 は聯合國第 につさめ 塊を節約せよ! の戦線にある自國軍隊への送附 たのであ 英佛等聯合軍 <u>_</u>の 富める る。 呼呼 國であ かけ、 へ の 食糧補給のの送附食 めよ」又 向つては

七パーセント

が戰爭の為に荒廢地となり加ふるに最も優良なる農耕

セント

不

男子の六十二パー

セ

ント

即ち

農村から三百

活動

4 退 5 7

力

地 が

で價その不百的格れ約足七

十萬人以上の動員が行はれた爲に勞働

らであつた。との國內生產高

の國内生産高の減少は國內に於ける食糧生産

生産の

減

るかのあ

の不足に深

輸入の減少と、

った。その原因は海運の不安、船舶

食糧問題に就ては佛國は英國以上

號 昭和十五年三月 Н

鳥

取

縣 公

報

館

Ŧ-

Ħ

九

はこの 今我國が老若男女一億一心、 何ピいふ雄々 い者は小さいながらの力を叢せ、肌のヒニリリ少年少女に向つては「小なる米國人よ 君逹小さ 目的の完遂に邁進してゐる秋であればこそ も殘しては 息を養ふために苦心惨澹してゐるのだ。」 らも自分の子供や とは 聲を深き感激なくしては聞き得ない。 ならない。そして戦線に送れ……」。 しい力强い呼び聲であらう。 塹壕の中で闘つてゐる夫や子 公女方は 佛國 一体となつて 我々 戰爭

のことであ

は東西古今の歌れること であ 云 はか ら逃れることが出來す、 n 如何 る米國に於てすら、 0) 戦争の歴史が 「瑞穂の國日 戰爭とも この様に物資の よく 殊に食 は精問題に就て体に物資の不足がに物資の店と つてゐる處 つまで 分の庫

> に於て びた T も真に克く堅忍持久してゐる と思ふ。 「米に現はせ堅忍持 ひ續けてゐる。戰線 人の努力の有難さであ か 過去四 る狀態に 久」 と云 5 Qム標語 この際な ر ح 0 銃後 を叫 2

を示 物である米 する にも國内問題、 やうに 戰爭 が長期 たことはお互に痛感 つて如何ともす へを持た 1. Ó かなくなることを覺悟 早魃の 心、國際問力に亘るに 關して決して樂觀 なけ 如き、 題 るこさの 7 この 易 してゐる處である 凡て 天災 7 為に食糧 を許さな 出來ない のことが今 火地鰻に 15 て決 の主 こと Ų. Λ 狀況 る損 きが 要 對

六百年

であり、 れては 現下の狀態 東亞新秩序の建設の上 を基礎さす るために最 たるに止まらず ならな して、 貯金は公債の購 大切なことは昔から云は べきこ B 重大 國民生活の安定を期する點 又一面刻下の物價昂騰 な役目を持つてゐることを忘 國家の大事たる今事變の遂行 の計を考ふる 金はたゞに とは云ふまでも か C, の他の貯蓄方 その戦費を調達す 一身一家將來の計 ある。 の趨勢 なと共

となって まで度々記 紀元

> る二月十 とと云はねばならない にこの慶祝 き年を心か 個人と を永遠 祝の記念として記念貯金を始めることから祝賀すると共じ、將來の子孫の爲一日の紀元節から始めてゐる。この佳遠に記念するための記念貯金取扱を去遠に記念するための記念貯金取扱を去 しても團体をしても實に意義深いこ

種である。 郵便局で目下物誘してゐる記念貯金は次の 以下 簡單に説明する。 24

つたり 集金貯金は非常に がちである。この意味からこの月掛貯 貯金をす 、少々郭争が悪っら息いざ實行となると月々 少々都合 合が悪いと怠つてしまつたりしたなると月々の貯金は面倒であいよいことに言…… 便利であるこ あな

ある。 は 記念貯金のた 大和島根を表は 額を集金人に渡して預入するもので を表はした美しい圖案が施しめに當分發行してゐる記念通 した美し 五圓 十圓 の内 て帳

附和十五年三月一

Ħ

(第三種郵便物認可)

制施行 地は取扱はな 所が ,ある°)

त्ता

表はした圖案を施したものを當分發行される。利率は年二分七厘六毛、記念通帳は建國創業を うち都台のよ するまで毎月 一定の貯金線定額 額を集金人に預入するもので、 (百圓叉はその倍數) 記念通帳は建國創業を 五圓、七圓、 十圓の

を貼付される。 は次の据置貯金と共に大和三山(耳無山、 と云ふ規約を設けて預入するのである。 香久山)に金鵄を配した綺麗な記念マ に拂戻しをしない 部落等多數の貯金 通帳に 畝傍

と の 生活を緊縮して浪費を慎んで居るのであるが るものである。 利率は年三分三毛六糸。 三年乃至十年間拂戾しをしない約束で預入す は郵便局でも窓口取扱を一時間延長して 緊縮して浪費を慎んで居るのであるが、一日實施の「興亞奉公日」には、皆が一層

> 天皇の 入すれば郵便局でその通帳に興亞奉公日の郵便貯金預人の便宜を計つて居り、且つ當 クを貼付して貰 又來る三月十日は、 勅語を拜し、 へる。 太政官から勤儉貯蓄の布 明治十二年畏くも 且つ當日預 ~

る c 糸によつて貯蓄利殖を計算すると次のやうにな の威力を發揮する。据置貯金利率年三分三毛六 告を發せられた「勤儉貯蓄記念日」である。 貯金は永續して行ふことによつていよ

口每月一圓宛預

毎月一圓宛預入すれば 紀元二千八百年に 紀元二千八百年に

紀元三千年に 六三、〇三一、七五〇 一五八、七三一

□紀元二千六百年に因んで假に二千六百錢即ち 二十六圓を据置貯金にして置くと 四九八、二二日

紀元二千八百年に紀元二千七百年に 九一一、六五

と云ふ尨大な金額となる。 紀元三千年に 紀元二千九百年に 三、九二五、八六〇、九一 一九七二五八、七七

· (() -



軍手、ゴム靴、地下足袋

配給統制に就い

第一回配

足袋、 統制配給の概要を記すと次の通りであり の配給を統制することになつてゐますが、足袋、小學校兒童用及び鑛山勞働者用のゴ 本縣ではゴム關係として勞働用の軍手、 その靴

勞働用軍手は、 鳥取縣織物雜貨小賣商業組合

取

縣 公

報

Ŧ

Ħ

九

鰎

附和十五年三月一日

恥合會が 組合に、 聯合會はこの所愿組合の送付した受拂報告書を組合に、組合にてそります。 符制は採用 纒めて縣に の取扱數量を決定し縣の承認を得て配給者に渡之 を 所 屬 組合及び各其の組合員(配給者)別 本内地莫大小統制株式會社か する一方、 配給者は各其の割當の範圍で需要者に 組合は之を取纏めて聯合會に送付し、 報告するこどになつて 毎月その前月分の受拂報告書を所屬 して居りません。 當てられ :ら直接購入して 軍手を日 販賣

つて、 配給せられ その販賣價格は次の通りであります。 る軍手には總て印章が押捺してあ

二號(一八〇匁付) 一號(一五〇匁付) 印章 一双に付き 一双に付き 鳥 **貳拾叁錢**

第二回以後の配給品 印章 鳥 取

一號(一五) 夕付) 双に付き 貮拾叁錢

二號(一八〇夕付) 双 12 **貳拾七鏡**

二九

ゴ

は、 筆 " 小學校兒系 購入票 その割常 の割営敷量 を交付 を決定 0) ます。 鑛山別需要狀況を調び鑛山勞働者用ゴム 於て各需要者 學校長及び鑛 12 111 一經營 査戦のに Ŀ L 者 10 4

賣商組、 之を各ゴム 引換へに購入する 長又は鑛山經營者の發行した「ゴム靴購入票」と (小賣商組)に 商業組合聯合會 鳥取縣ゴ 聯合會を經て縣に送付されます。 ム靴 配給 小 賣商 卸賣業組合は、 から本縣割當ゴム靴を購入して卸賣業組合は、日本護謨被服類 のです。この購入票は全部小 ますから、 を以て結成してゐる團体 需要者は小學校 本護謨被

足

量を割當て、その割當較量こをです。村及び鑛山に於ける需要狀況を考慮のした利用してしては、縣 於て します。 地下足袋の配給統制については、 み有效であ この購入票はその 指定期間中本縣 一地下足の上配給數 一次で

> 販賣 來ません た購入票引換でなけ から購入 に割當ら 下 古 るのであり 足袋は鳥取縣地 して れた數量を全國地下 まして、 所屬配給者を通じて需要者 れば之を購入すること 下足袋卸商 、需要者は縣の發行し ·足袋共販 業組 合 株 於 T 定

一分の受排報告書と共に縣に提出、毎月卸商業組合に集められ該引換へた購入票は配給所で直に **脳合は毎月が** します。



國 蓄

0 一つである。さなぎだに物價騰貴の趨向は國民の貯蓄は聖戰遂行途上の最も重要な事

悪性インフ つては、 0) 勃發以來この を招來することは云 あると共に、 とは不可能とならざるを得な T 昂騰は軍費調達上非常な障碍を與へる のなら フ 到底戦を續けてこの大業を遂行 3 ν | 歐洲戰亂 一面國民生活 ح シ ヨ つてゐ ンを惹起するやう 未期に於り ふまでもな 々困 る の上 る 難を加へる のであ いこと 作年歐洲 に重大なる F る であ ツ -5 111 0) 70 不安 ので 亂 って 物價 1-る 3 如 か 15 ž đ)

如く つて とが最大の原 努め 然るに物價の昂 軍需工業其の他 て貯 その方面 さう 國民 でな 13 因をなす の現 力購 金收入 事變關 力を抑 **&** (0) 國内に通貨 0) 八が増加 であ 7 一定を期 も力 0) 物價 る 事業の殷脹に伴 め する狀態 國の為しで以上昇の抑制 て生活 r_o 现下 するこ を引に に於

ると共 であ

二月 達成に努 ある とは して居るの 政府 45. 增 勿論 に至 度の 加 を標 0 額 は カめて来 は七十 準とし る 四分 前年 で 初間に酸べて非常上四億四千百世 あ の三箇 たので 度一筒年の貯蓄 つ T 國民 あるが 月の間 の協力を求 まことに喜ば が常に増 萬 園に達 10 質績額 於け 昨 加 \Diamond 四 て極 3 をも凌駕 國民 て居るこ い ことで これを Ĺ 貯蓄 6 2 τ + 0)

んこごを希 て生活 加 よ緊切 か 一方戦費の を緊 從 來比較 を加 望する次第である 縮 へる 膨脹に伴 的即 多額にち一月 事情 ふ國債 1-上 標 ð) 上らないより三月 0 達 る 成の 消 10 で 化 傾 邁 0) 進せられている。促進は 向至 Æ 一る貯蓄 せ れ崩いる

額及び國民貯蓄增 左にこの ح す 四月 乃至十二月の間 を記 の本縣貯 言資 ず加

Ξ

百

ı.,	
$\overline{}$	
新	
21.	
==:	
·c c	
秱	
郵	
便	
物	
認	
ijſ	
Ú	

	昭 至自和 十 四				至自 同昭 和士	叄	計	至自同同	至自同同	和		
	六四年				和十三年	考	至自	Annual An	`	十 四 年		
	月月			國	十二四		至十二二	+,	. I .			鳥
	1110	高金郵便加 貯		民	月月		月月	二 十 月月	月月	六四 月 月 ——		取
	-t: O	高金險簡 增積易 加立保		貯蓄	二、九九四、〇八七		五、二八一、四九〇	一, 五六, 三四	二、七五〇、三三四	九六四	郵便貯金	縣
,	九 。	高金金郵 增積便 加立年	以本	增	の八七		九〇		三	九四、八一六	金	貯
	一 二 九 五	高金銀 指行加預	て、後に営	加額	二、八九三、四五五		10、05、三四、	四"八五八、0五	一、	三、一九	銀行貯	落增
-	一六九	增 合 信 加 高 金 組	變正	第	四 形 五		八	八0五二	一、九八〇、八二七	三 一九九、四七〇 △	金	加
	<u>六</u>	高 託 金 蛸 錢 加 信	動することあると さるのは	位百萬	長		七五五	李	콬		資無 蓋 會	额
	<u></u>	高金社保 增準險 加備會	あるべ	圓	吴、八五		六四八	查,050	三、七类	10.1 景	金瓜.信	
	五.	增 社 無	し定を加		六、七八七、000		五、五四二、0六	二、六五四、五〇	日,11日,0米夏	六七五	用組合預	
	二, 0长三	小計	へたるを		000		, 0公三	五〇二	· 完 <u></u>	六七五、四九八	争	
>	四六三	增 證 私人有價			11174		110、九	九	六、九	四、八	計	
	二、五六	合 計		Name of the last o	二、七一、三九六		二〇、九三七、五四九	九、三九二	六、九七五、九八一	四、八二九、六四六		

			,	004	•
三二 一備 控貨もの於 除	昭 至自和 士 二	計	至自	至自	7
でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	三 十四 年 二 月月	至十二月四月		九七月月	
府 種 發 地 券 互 金 所 金 行 方 投 の 及	五. -t; 四	九五九	<u>=</u>	四0四	
僧 關 り 社 加 合 行 一 信			五.	· 京	
の有高及該控 預 純價を株當除 金	九,	E3.	Ξ		
増設 対数 対数 対数 対数 対数 は がいる がいる がいる がいる に がいる に がいる に に に に に に に に に に に に に	ры ры <u>ры</u>	二五九	一、龙	三	
	二 九 九	<u>x.</u>	1+0	-T)	
	74 79	11110	<u> </u>	101	
	元	= 15.	10%	三五.	
口人を病疫	四 五	六五	=	一言	
かる 多もの できる 多くの できいい できる かい でき あい でき 数 でき れ ふ 時 觀 的 サ	三 九 四 五	六、五六	PU ESI Ti.	040,11	
変 ◎ た 事 折 爭 む る 理 ス 寅 る 實 適 変 さ と に 人	一。七〇二	一、三会三	六七九	₹	
ル 題 ま 病 こ は 過 口 論 で 病 こ れ で 説 節 能 が 一 。 る 分 す	五、六四七	七、	三、三面	二、三九二	

(第三種郵便物認可)

鳥 取 縣 公

第 Ŧ.

Ħ ル

92

略和十五年三月

H

X

*

文化的體系備はり、原始時代ならいざ知

(紅質も、

號

する程 τ け 72 のことは T は、 らうか ない 8 とも ፌ かず 口 • 問 題 事 質は に關 果係

とは、 るのである。 部等に相當の り問題とするには足りない 文明國の 依る飢 數に上ることは 現 餓死は、 在 に於て 支那 とし あり 腴 Ť, 地 得る 200 で で で で るが、 差 當 で 変 病

日本帝國の過去を一瞥して見る。差當り世界一の正確なる人口統系を有する我が差當り世界一の正確なる人口統系を有する我が。

先づ摘記して見ると左の如くである。日本に於ける近代の戰爭年代前後の死亡率。

年 次 死亡者數 付 死 亡二、 二十六年 空下、公园 一二、 二、 六 二、 六 二、 六 二、 六 二、 六 二、 六 二、 六

兩病 の二十七年 戰日 役清 0) だけの死 0) (二十八年 二十九年 が高率で があ 9) ょ **b** りは一萬 亡で實數二萬八千人程多く 二十六年は二十五年より つたが 八字。八字七 九三、八三 八至、四三 八四0、七六八 TŁ 之に かつ も此 及び 110 戰爭 05

---0) の死 總死亡者に ―二人の差となる 亡率 6 れ得るの の差は、 画 である。 るから、右の明治二十六年前―二萬人の死亡は、千人に付一萬一千人程多い。九十萬人 この二つの疫病だけ の二十九 で解決 é

見ると戰爭の影響は死亡率に現はれて居らな

つても 間 へがな 等に 得る を見ると他に例もある。 の較日 べると手 露役の い年 が、此のを見 は前後 大したことは 俊の年間敍上の疫症下人に付一―二人は える と、 の程度の差は、 之は矢張り戦争 八年は、 二人增 بر ا 即ち戰爭の ずち戰爭の影響があ更に前後の各數年 病 戦争の影響さ考め死亡數に大差 て居る か であ

に十一萬人(コレラに 赤痢、「腸チフュ」、痘瘡の四 四)の二例が目 千に付死亡二三、二) り一萬七千人も多く 十餘年を通覽して見ると、更に眼を大にして明治の初 る II. て居る を同十 十九年は十八年よりも更 の初 明治の 者の死亡が前年よ 九年 四十八年(人口がら其の末年迄 ラー

流威惡 行胃性 年 と左の如くである。 該流行年である大正七八九年前後の率を目の死亡率を如實に變化させて居る。 近代に於ける惡性感冐の世界的流行は、冬 大正五 0 次, 各 姓 党 % Ħ 三六 **吴**元 三 = 本 一四八 四八八 英國 七、九 四八 六、大 三九 = , 九、〇 九年前後の率を見 域 伊 壹.0 八八 太利 园,八 五、六 10,4 九二 獨逸 各 合北

衆米國

四,0

國

三九九

Æi.

= 0

1 E 0

八二

四二

千一百一九一號 一一 昭和十五年三月一日

第

2 (第三種郵便物

% 1s

(伊太

居るのである。百萬人の死亡者は百二十萬人多きは八割に近く、少なきも二割以上增加し利)少なきも三、〇%(英國)増して居る。即 ら百八十萬人迄増して居る譯なので 少なきも三、 ○%(英國)増し ある る C RD ち T

一十 に刊り知さは戰時中最高の更に六割以上加し、英國の如きは戰爭中最高一大、八%に增加し、英國の如きは戰爭中最高一六、二%(一個國も一九一八年には更に三割近く歹亡? ので、俄然としてで、ので、俄然としてで、の最終年(一九一八年)に例の最終年(一九一八年)に例のなにが帰れている。 數に於ては流感の爲に大戰 ŧ 増加して居る。 る のであるこ 則ち の悪性 以上 内外増加して居り、 て居 感胃 つは た人 を失つて D: あ つた

係はらぬだけ 固 らぬだけの差はあるが、 - 人口問題としては疫病は老若男女に は人的 資源 Ť

> を示 いらうか 疫病と考へ た時、 我等は

0) 題に就て一段を目 覺めねばなら

死亡の減 生産の とを牢記す 少を心掛け 死の傾を誘致する のみでなく、 論であるが、 死亡者の増減のみが しそれ 增加 最近十年間に於ける此等疫病 ねばならない。それ べきである。 心口の減 口問題 口增 ならない。それには先づ疫病死るよりも、まづ以て死亡數の減らなる生産の增加により多産多に半面の勢力を持たねばならぬ が必 口問 少にあることを思へば 変であ ń いって、それにないことは τ 死の數を が勿

地累年豫防し得べき

上げ

くである

數

7

				NA SCHOOL BEAUTING CONTRACTOR						
	和昭二年	三年	四年	五 年	六年	七年	八年	九年	4年	十一年
コレラ			二六	0	0		0	0		. 0
赤海、皮痢	九、四七九	11,100	一二、大三二	二二、三七五	二二二二二六三二六三二六三二六三二六三二六三二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一二、八六五	18,110	一四、七九0	五、0六六	1五、七四〇
パラチフス アンス	七、八六	八、六三	七、八九八	八二七	七九二六	六、八九七	七、五九0	八,0七二	47.11	六、七六〇
痘瘡	土	110				四 五.	吾	킃	五.	二九
發疹 アフス				0	_			=_		
猩紅熱	二九	三五	四五	110年	三四	三五	四尺	五0九	五三三	四八七
デ テフ リ ヤ	三、六九三	四、0八六	四、五三六	三、八〇二	四、三九	四、三天	五、二七四	五、0九0	四、三七三	四、一九四
流	五五	一六	吴		一 - 七 - 五	云		· 六五七	七三九	六四
(小 計)	三、垂	四、四九二	三五、六五六	二四、八七一	五五	二四、大大大	044、4日	元、三	宝元0	宝、八宝
麻疹	三、四七二	二 三	1六、0七0	五、九六五	一三、六九一	六、三:10	八、四四0	九、七八七	九、八一六	五、二六四
百日咳	九、二四七	11~200	九、八三	七、四三七	가 , 등	一四、六五七	六、一至	八、五0	三二六	九、七五一
流行 「 「 「 「 「 」	八五二	九、六六九	八、四八0	五、10七	一五、六六	五。三七0	四、尖五	10~1图	040,回	八、六七0
					The second secon					,

(第三種郵便物認可)

取

公

Ħ

九

昭和十五年三月

三七

染流 行病 病 マラ y 計 計 七、九二 五〇、四三 九五〇一 프 五二、五五0 中。0回 二〇、一九五 云 八二、北五二 **毛、三尖** 三、公宝 卆 ~ 六宝 二1、0九五 三九、七六四 **芯** 品。 三六 五九、一四三 二、黑 夳 岩"四二 門、古歐大 仌 **型、** 壳兰 二九、六二三 10.14年 占 **三七、** 九至 太七、10九 九、四五一 垂 盗、

。

こ 三六、七三三 11、至10 Ŧ. 三三、大七〇 九、九0九 実

見 かるべ若き人生に災して居る狀況をまざた痳疹、百日咳等が多大の數に於て死亡し、 世人の聳目する法定傳染病の死亡に對比して、病に依り斃れてゐる。特に又斯〈並べて見ると」即ち一ケ年七萬乃至八萬の死亡は、此等の控 せられるのである。 く並べて見ると 此等の疫 幸多

數字である。 時怡も人的資源涵養の 調せら n る秋、 基礎的事質として、 等閑視し得ない

 \triangle ∇

 \triangle

 ∇

敎

戦歿軍 人寡婦

員

養

成

集されることになりました。 施されてゐますが、 養成施設については、 梭教員、幼稚園保姆とならうとする人に對する戰歿軍人軍屬の寡婦であつて中等學校、小學 本年も次の 昨年 ъэ С **火の要項によつて募から軍事保護院で實**

目

小學校敎員 戰歿軍人軍屬の寡婦であつて中等學校敎員 之に適する素質とを有す 又は幼稚園 ح ならうとする熱 る皆に對

Ĵ

hμ

3

彌々榮譽ある家門を顯揚せしめようとす 要な教育を施し修了後それ

ります。 __ 名 及 所 在 批

東 中等教員 京 特 養 中 战 等 敎 員

(=)小學校敎員養成

東京女子高等師範學校內

養

成

所

特設小學校教員養成所 廣島縣三原、熊本各女子師範學校內宮城縣、東京府、岐阜縣、兵庫縣明石 東京、岐阜、 兵庫、 廣島、 熊本各

(三) 幼稚園保姆養成

奈良特設幼 奈良女子高等師範學校內良 特 設 幼 稚 園 保 姆養成所

(一) 三

等敎員養成 所

息

報

鎔

Ŧ.

Ħ

九

號

修業年限及 定 員

昭和十五年三月 _ H

(第三種郵便物認可)

三九

 (\Box) 小學校教員養成所

二簡年

毎年凡三〇名

教職に就

かせ、

っるにあ

一箇年 一ヶ所凡二〇名

(三) 幼稚園保姆養成所

一箇年 凡三〇名

(一)四 實上の妻を含む)たること 戰歿(戰傷死を含む)軍人軍屬の寡婦 事

 (\Box) 品行方正、意志鞏固、 健の者なること 思想穩健。 身體强 則 銷

(四) (Ξ) 學歴については 百四條に該當しない者であること教員免許令第五條及小學校令施行規 合せて下さ 市役所 又は町村役場に

間

の時期

(一) 症 + Ŧî. 年四 月 I 開始す

岐阜、兵庫各特設小學校教員養成東京特設中等教員養成所

(=)宮城、 昭和十五年九月より開始するもの 廣島、 熊本各小學校教員養

奈良特設幼稚園保姆養成所

願

問合せの上、必要書 小學校教員養成所への 尚中等教員養成所と幼稚園保姆養成所、 期日迄に鳥取縣知 入所志願者は、 要書類を取揃へて願書締市役所又は町村役場につ 事に提出す あり 又は 切い ませ のて

七 岐阜、 三月五日 東京特設中等教員養成所願書 締 切 の 期 日 兵庫各小學校教員養成所は昭和

十五年

宮城、 東京、 廣島, 熊本各特設小學校教員養

> 奈良 特設幼稚園保姆養成所は 昭和十五年七月

があるときはこの つてゐます。 てゐます。 所區域に依らないで 本人の希望、 や學校教員の入所出 其の他事情 養成所 もよ

ことことになっ

學資に 授業料 查の の他に関す 受檢の爲の旅費等に 一些額 必要額を補給され 不足する者に や入所檢定料は っる質用 は本人の負擔 不足す 對し ます。 は ませ る志願者に對して C h 知事に於て審 あり 、ます⁰ 食費

は無試験檢定に依 つて左の発許

裁縫科の中等教員免許狀中等教員養成所教育修了者

に於て之が履修證明書を交附されます份禮法又は華道の成績優良な者は後 は養成所長

小學校教員養成所教育修了者

共同炊事に

事變下に於て特に焦眉の問題となつてゐる。 **躋的にかつ能率的に提供することが** たら勞働する人達に榮養價値の から云つて寒心に堪へないも ては産業能率の立場上、 つた風習があ つて、 並びに體位向上の く榮養上保健上、 こが出來るかは ある。 どう さころ

入所生は特設(一、寄宿

の寄宿舎に入舍

ある共同生活訓練をせら

te

さます

0)

幼稚園保姆免許狀

稚園保姆養成所教育修了者 尋常小學校本科正教員免許

陶冶並に規律

ことも出來ますし、子女を擁但し養成所長の許可を得て居

て寄宿舎に

ス含することも出來

子女を擁する者

は之を同

宅から通學する

御承知になりた

方は市

役所

又は

MI

問合せて下

奬する一方、 改善施設を指導し、工場食擔當者講習 事場の設置を勸獎してゐるが、 小工場の榮養改善案として榮養食配給の 厚生省では工場食改善について、大工 特に從來看過されが のあつた中 場の榮養

役場につ

縣 公 報 第 T-Ħ ル 號 附和十五年三月

鳥

取

(第三種郵便物認可)

— 日